

平成25年5月10日開催 県政タウンミーティング 寄せられたご意見等への対応状況について

1 開催概要

- ・開催日 平成25年5月10日（金）午後6時から7時30分まで
- ・テーマ 「県民とともに進める『しあわせ信州』の創造」
- ・会場 安曇野市三郷公民館講堂
- ・参加者 約230人

2 参加者のご意見の概要と、ご意見に対する対応状況

（1）信州F・POWERプロジェクトにおける木材利用について

（ご意見の概要）

信州F・POWERプロジェクトについては、木材が足りなくなるのではないかと
いう心配の声もあります。近隣市町村にも木材の回収場所を設けるとか、荒れた里山から
切り出すなどの対策を立てるべきではないでしょうか。山に道を開けなくても、森林づ
くり県民税を活用して里山の採り出しやすいところから採ってきて、まず使っていくの
がよいのではないのでしょうか。

（知事の発言）

信州F・POWERプロジェクトにおける木材の使用量は非常に多いですが、現状で
は県内の木の活用量は極めて少なく、量的には資源は十分にあります。問題は、それ
を運び出すための森林の中の路網の整備です。ただ、これからの林業は高性能機械を入
れる効率化が必要です。路網といっても、無駄な公共事業といわれたスーパー林道のよ
うに自然環境を破壊する舗装道路を作るのではなく、きちんと機械が入って、効率的
に山から木を切り出せるような道路を作ろうというものです。なお、里山整備は森林づ
くり県民税でしっかりやっていきます。

（ご意見に対する対応状況）

信州F・POWERプロジェクトにおいて、利用する原木量は20.5万立方メートル、
これに対して本県の民有林（国有林を除く。本県の森林面積の約3分の2）の年間成長
量は約180万立方メートルであり、このうち利用している木材の量は、現在約16万立方
メートルです。信州F・POWERプロジェクトの増加分を加えても、成長量の約2割
程度であり、森林の持続性が担保された範囲での供給が可能となります。木材は重量物
であることから、山から搬出するには機械や車両が不可欠であり、その走行のためにも
里山を含めて林内路網の整備を早急に進める必要があります。また、本年度より、森林
づくり県民税を活用して、里山林における間伐材の搬出や利活用に対し支援しています。

【担当課：林務部県産材利用推進室】

（2）バイオ軽油に係る廃食用油の取扱いについて

（ご意見の概要）

バイオ軽油について、長野県は廃食用油が産廃扱いです。しかし、他の都道府県では
有価物扱いにしているところがほとんどです。産廃扱いのため苦勞しているため、是非
有価物扱いにしてください。また、産学官の連携なども進めてください。

（知事の発言）

他の県と違っているのかどうか、違っているとすればなぜなのか。バイオマス燃料が
広がることは、いいことだと思うので、極力広がるように一緒に考えさせていただき
たいと思います。

(ご意見に対する対応状況)

平成 20 年度に関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会において情報交換をしたところによると、関東甲信越の都県・政令市（21 自治体）では、有価物として認めた事例がある自治体は 6 自治体に留まり、有価物扱いとしていない自治体が多数となっています。

本県が進めている「しあわせ信州創造プラン（長野県総合 5 か年計画）」においても身近な自然環境の保全創造に努めることをうたっておりますように、廃食用油の処理工程における環境汚染のおそれがあるため、グリセリンなどの処理残さの扱いには、慎重な対応が必要です。このことに加えて、排出者は、通常廃食用油を自ら利用したり他人に有償で譲渡したりすることができない不要物と考えているという事情があります。これらを総合的に勘案すれば、廃食用油は法的には廃棄物として取り扱うべきと考えています。

本県におきましても、①物の性状、②排出の状況、③通常取扱形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思などを総合的に勘案した上で、事例によっては廃油を有価物として認める可能性もありますが、少なくとも処理料金を受け取らなければ成り立たない事業は廃棄物の処理とみなさざるを得ません。

なお、県としては「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」において、廃棄物処理法が規定する許可を受けることなく、再生利用されることが確実な産業廃棄物の収集、運搬又は処分を可能とする再生利用業の指定制度を整備しています。この指定の申請にあたっては通常の廃棄物処分業許可申請に必要な手数料（10 万円程度）を徴収しないこととしており、バイオマス燃料であるバイオ軽油の普及等、廃棄物の再生利用について経済的側面からも支援しています。

【担当課：環境部廃棄物対策課】

3 問合せ先

総務部広報県民課県民の声係

電話 026-235-7110

FAX 026-235-7026

E-mail koho@pref.nagano.lg.jp